

200801009A
200801009B

平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

一時預かり事業のあり方に関する調査研究

平成 20 年度 総括研究報告書
平成 19～20 年度 総合研究報告書

研究代表者 尾木 まり

平成 21(2009)年 3 月

平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

一時預かり事業のあり方に関する調査研究

平成 20 年度 総括研究報告書
平成 19～20 年度 総合研究報告書

研究代表者 尾木 まり

平成 21 (2009) 年 3 月

一時預かり事業のあり方に関する調査研究

研究代表者 尾 木 ま り

目 次

総括研究報告	3
分担研究報告	9
I. 研究の背景と目的	10
II. 研究の方法	12
III. 結果	15
第 1 章 一時預かり事業（地域密着型）の手引き	15
第 2 章 一時預かり事業における安定的運営	28
第 3 章 一時預かり事業の実際	59
第 4 章 一時預かり事業の研修体系試案	92
第 5 章 一時預かり事業への意識と利用の効果	127
IV. 総合的考察	171
総合研究報告	175
I. 総合研究報告	177
一時預かり事業のあり方に関する調査研究	
一時預かり事業（地域密着型）の手引き	183
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	196

平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

一時預かり事業のあり方に関する調査研究

平成 19～20 年度 総合研究報告書

研究代表者 尾木 まり

平成 21 (2009) 年 3 月

総合研究報告書

一時預かり事業のあり方に関する調査研究

研究代表者 尾木 まり

有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長

研究要旨：

一時預かり事業について、在宅子育て家庭にとって実施場所や利用形態などの点で利便性が高く、また一時的な保育を受ける子どものニーズに十分に対応しうる保育従事者を配置する仕組みを構築し、それを安定的に供給することを目的として、今後のあり方を検討した。

平成 19～20 年度に在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業を実施した 10 地方自治体及び 13 事業について実地調査を行い、その分析を行った。さらに、一時預かり類似事業の実績のある 7 団体へのヒアリング調査、既存の保育従事者養成講座に関する資料収集・分析、パイロット事業保育従事者のためのモデル研修の実施及び研修試案の検討、パイロット事業利用者及び未利用者への質問紙調査等を実施した。

結果としては、以下が導かれた。

- (1) NPO 法人など多様運営主体により、親子が行き慣れている場所や駅周辺など利便性の高いところでの一時預かり事業が広がりつつある。
- (2) 利用が不安定という特性を持ちながらも、利用者の希望を受け入れるためには、家賃と基本的な人件費の担保が必要であり、限られた財源の中で拡大するためには安定的な事業との併設・協働が有効である。
- (3) 質の確保のためには、資格や保育所保育経験の有無、職務内容にかかわらず、すべての一時預かり事業従事者への継続的な研修が必須である。
- (4) 一時預かりの利用は保護者ニーズの充足とともに、子どもの発達を促す効果や親子関係調整の機能のあることが利用者に評価されていた

希望するすべての家庭が利用できるように一時預かり事業を全国に普遍化させる上で求められる機能と役割を理念として提示し、質を確保した安定的運営に必要な諸条件、及び具体的な方法を 12 カテゴリー 36 項目で構成される「一時預かり事業の手引き（地域密着型）」として示した。

結論として、一時預かり事業の利用促進に向けての抜本的な意識改革が必要である。一時預かり事業は保護者のニーズに対応するだけでなく、子どもの成長発達に寄与し、親子関係の調節機能を持つなど、保護者の親としての育ちを支え、地域子育てネットワークにつなげる一つの方策であることへの認識を高める必要がある。

研究協力者 (50音順)

網野 武博 (東京家政大学 教授)
石井 章仁 (城西国際大学 助教)
岩久 由香 (社団法人全国ベビーシッター協会理事)
大方 美香 (大阪総合保育大学 教授)
小倉 千佳 (産業社会研究センター主任研究員)
小櫃 智子 (目白大学短期大学部 講師)
柏女 霊峰 (淑徳大学 教授)
高辻 千恵 (埼玉県立大学 講師)
高山 静子 (浜松学院大学 講師)
中舘 慈子 (NPO 次世代サポート 代表理事)
中谷奈津子 (中京女子大学 准教授)
橋本 真紀 (聖和大学 講師)
増田まゆみ (目白大学 教授)

A. 研究目的

本研究は在宅子育て家庭にとって実施場所や利用形態などの点で利便性が高く、また一時的な保育を受ける子どものニーズに十分に対応する保育従事者を配置する仕組みを構築し、それを安定的に供給することを目的とし、今後の一時預かり事業のあり方を検討するものである。具体的には、国が2007年に創設した在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業(以下、パイロット事業)に焦点をあて、調査研究を進めた。

一時預かり事業の体制を構築するためには、以下の4点を検討する必要があると考えられる。

- (1) 保育所以外の運営主体を考慮した一時預かり事業のあり方
- (2) 保育従事者の養成のための研修体系
- (3) 安定的・効率的運営のあり方
- (4) 利用者ニーズの把握

初年度研究では、パイロット事業を実施する9自治体12事業についてのヒアリング調査及び施設見学により実地調査を行った。その結果を踏まえて、2年度研究においては、調査対象範囲を一時預かり事業と類似する事業者やその実践者、また、パイロット事業の潜在的利用者に広げつつ、一時預かり事業のあり方について検討を深め、一時預かり事業を実施する上で市町村や運営主体が参考とできる手引きとしてまとめることを目的とした。

なお、2008年11月の改正児童福祉法の成立により、2009年度より「一時預かり事業」が児童福祉法上に位置づけられることとなった。本研究で検討の対象とするのは、一時預かり事業(地域密着型)及び一時預かり事業(地域密着Ⅱ型)である。

B. 研究方法

1. 研究期間

2007年4月1日～2009年3月31日

2. 研究組織

保育・子育て支援、子ども家庭福祉実施体制、研修制度等に詳しい研究者、及び一時保育を実施する事業者や関係諸団体等による研究班を組織し、実施した。

3. 研究方法

本研究では「運営主体別実地調査」、「保育従事者向けの研修内容の検討」、「安定的・効率的運営に必要な条件の検討」、「潜在的利用者の実証的研究」の4つを研究の柱として実施することとした。

初年度は、文献検索等による先行研究調査を行い、近接する保育サービスの整理、一時保育の問題点・課題など一時預かり事業の前提条件について整理した上で、パイロット事業を実施する自治体へのヒアリング調査及び施設見学により、実地調査を実施した。

2年度は、新たにパイロット事業を実施する自治体及び運営主体へのヒアリングに加えて、調査対象を拡大したヒアリング調査及びモデル研修の実施、質問紙調査等を実施した。詳細は以下の通りである。

(1) 運営主体別実地調査

初年度はパイロット事業についてのヒアリング調査及び実地調査を実施した結果に基づき運営主体別の運営実態を整理した。

2年度はヒアリング調査で収集した資料の整理分析、並びに2年度に実施したヒアリング結果等を総合的に整理・分析することにより、一時預かり事業の、具体的な保育活動や保護者支援、配慮事項を示す手引き（実務編）を作成した。

(2) 保育従事者向けの研修内容の検討

初年度は、パイロと事業における研修実施の実態把握及び類似事業のテキストの分析を行った。

2年度は一時預かり事業研修モデルの試案作成のために①類似事業従事者のヒアリング調査、②パイロット事業従事者のフォーカス・グループ・インタビュー、③ワークショップ、④モデル研修を実施した。これらの結果に基き一時預かり事業従事者に必要とされる研修モデル試案を作成した。

(3) 安定的・効率的運営に必要な条件の検討

初年度はヒアリング調査結果を運営面から分析し、安定的運営を行うための3つの課題について検討を加えた。

2年度はパイロット事業の運営主体に限らず、類似事業を行う運営主体の実践についてのヒアリング調査を通じて、問題点と課題の整理、及び問題解決に向けたより具体的な方向性を検討した上で、運営上の問題点と課題を整理し、さらに手引き（運営編）としてまとめた。

(4) 潜在的利用者についての実証的研究

初年度は先行研究レビューに加え、パイロット事業のヒアリング結果から、利用を妨げる要因と利用促進のための条件について検討を加えた。

2年度は一時預かりパイロット事業の利用者・未利用者を対象とした質問紙調査を実施し、一時預かりの保育サービスを利用することについての意識やニーズ、実態の把握、利用者・未利用者が抱く「子どもを預ける抵抗感」の現状と子どもや保護者の変化、継続的な利用による子どもや保護者の変化、利用者・未利用者の求める条件の相違などの結果をふまえ、一時預かり事業を進めていくための必要な条件について検討し、本事業における今後の課題について明確にすることとした。

調査にあたっては、倫理面への配慮を行い、調査の趣旨、目的を説明し、同意を得ると共に、結果の分析・公表にあたって、調査対象者（個人、団体）の個人情報保護に十分配慮して行った。

C. 結果・考察

(1) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業の実施状況

事業の運営主体はNPO法人(8か所)、行政(2か所)、社会福祉法人(2か所)、財団法人(1か所)、株式会社(1か所)であり、地域で活動実績のある団体が多かった。一時預かりが単独で行われる事業はなく、つどいの広場など親子が日頃から一緒に訪れ、過ごすことのできる場所を併設する「ひろば併設型」が最も多く8か所であった。親子が行き慣れている場所での一時預かりはそれを利用する保護者や子どもにとって安心感があり、またどのように一時預かりが行われるかを事前に知ることにもつながっており、今後このような形態での一時預かりが増える可能性が認められた。

保育者の配置は予約の有無にかかわらず常時保育者を配置し、当日の受入を可能とするところが多かった。利用は常に定員が満たされているという状況ではなく、利用者の希望を受け入れやすい状況にあり、保育所で行われる一時保育の手続上の煩雑さや定員の制限のため利用が不可能などの問題は緩和されていた。一方、いずれの事業も実施場所が提供されていたり、人件費に充当することのできる補助金(委託金などを含む)が自治体から供給されており、そのことにより利用が不安定な一時預かり事業を運営することが可能になっていることが明らかとなった。

(2) 安定的運営に関して

一時預かり事業を普遍化し、希望するすべての人が利用できる一時預かり事業とするためには、質が確保された量的拡大が必須である。しかしながら、利用が不安定という特性を持ちながらも、利用者の希望を受け入れる確実性を担保するためには、家賃と基本的な人件費の担保が必要であり、それ相応の予算措置が必要となることが明らかとなった。そのため、限られた財源の中で、一

時預かり事業を拡大していく上では、安定的に実施される事業、すなわち月極保育などが行われる保育施設や子育て支援拠点事業などと併設し、場所及び人材を共有しながら、あるいは協働しながら実施する形態が有効であると考えられた。

なお、一時預かり事業においては、子どもの保育にあたる保育従事者に加え、利用者ニーズに対応するコーディネイト機能が重要であり、この機能のあり方が一時預かり事業を単なるサービス事業とするのか、あるいは有益な地域子育て支援事業とするのか、その位置づけを決定づけると考えられた。そのため、一時預かり事業を運営する上で必要最小限の経費として、保育者への報酬と共にコーディネイト機能を担う職員を担保する人件費の確保が必要である。

(3) 保育従事者のための研修体制のあり方

研究結果から、一時預かり事業従事者(保育士、研修受講による保育従事者、その他の従事者)は、有する資格や保育所保育経験、職務内容にかかわらず、一時預かり事業に特化した研修を受講し、事業の目的や基本姿勢を理解した上で、保護者や子どもに対応することが望ましく、研修受講は保育士資格保有者並びに保育所保育経験者にも必要であるとの知見が得られた。

モデル研修試案は基礎研修とスキルアップ研修の二種類を示した。基礎研修の内容は、他者の子どもを預かり保護者と接するとき求められる価値や倫理を含め、一時預かり事業に従事する者が最低限度学ぶべき内容を示した。スキルアップ研修は、一時預かり事業従事者としての経験を積みながら、さらに習得することが好ましい内容を示している。モデル研修試案は具体的な研修科目と、研修後に「受講者が獲得する知識・技術・態度」の提示を行い、市町村、運営主体をはじめ研修に携わる者はこの内容を踏まえその目標に添った研修を行うように努めることとした。

ヒアリングでは人的配置やマネジメント体制の制限から、研修を実施または研修に参加するこ

との困難が語られた。モデル研修では、一時預かり従事者の職務に必要な能力を短時間の研修のみで保障することの困難さや講師による限界が示唆された。一時預かり事業の質の向上を担保するためには、研修参加やその他の手段の確保を保障する条件整備が必要である。

(4) 一時預かり事業への意識と利用の効果

1歳半健診で実施した調査では、全体の8割を超える預かりへの希望をもちながら、実際に利用したことのある保護者は3割に満たないという結果が得られ、在宅子育て家庭においても子どもを一時的に預けたいというニーズは高いが、利用に結びついていない実態が改めて示された。

また、利用者には一時預かりの保育サービスに対して子どもへの良い影響や親子関係の調整機能が評価されており、子どもの健やかな育ちを保障する観点からのこうした保育サービスの意義の認識と保育の質の確保が不可欠であることが示唆された。その際、保護者の子どもを預ける抵抗感を軽減するような配慮も考慮に入れる必要がある。さらに一時預かりパイロット事業における継続的な利用は、総じて、ポジティブな変化を親子ともにもたらしていると考えられ、今後の一時預かり事業においては、保育の質の確保に加えて、積極的な情報発信と保育者との信頼関係の構築が重要であり、そのことが未利用者の利用を促し、また利用経験の少ない人を継続的な利用へとつなげていくものと考えられた。

(5) 一時預かり事業の手引き

これらの研究結果を踏まえ、一時預かり事業（地域密着型）及び一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）を対象とし、12 カテゴリー、36項目で構成される手引きを作成した。そのカテゴリーは以下の通りである。

- 1 総則的事項
- 2 事業の枠組み
- 3 適切な整備と運営に向けて
- 4 施設・設備
- 5 職員体制
- 6 一時預かり事業従事者の職業倫理
- 7 保育従事者の研修
- 8 一時預かり事業の実施
- 9 保護者への利用促進・支援
- 10 他機関・地域との連携
- 11 安全・衛生管理・子ども虐待対応など
- 12 運営管理

D. 結論

本研究を通じて、希望するすべての家庭が利用できるように一時預かり事業を整備・普及させるという目的を達成するための課題を提示した。その一つは量的な整備拡大における課題である。一時預かり事業の特殊性に鑑み、質を確保するための研修体系が本事業に関わるすべての保育従事者を対象として構築される必要性、また、安定的な運営を行う上で必要最小限担保されるべき経費についてである。

もう一つは、一時預かり事業の利用促進に向けての抜本的な意識改革である。一時預かり事業は保護者ニーズに着目した支援と捉えられがちであり、その必要性について社会的合意が形成されていない。しかしながら、核家族化により限られた人間関係の中で育つ子どもが増加している現状において、一時預かりの利用が子どもの成長発達に寄与し、また親子関係を調整する機能を持つなど、保護者の親としての育ちを支え、地域子育て支援ネットワークにつなげる一つの方策であることが示唆されている。このような育児への第三者の関与が社会全体で子育てを支えていくことにつながることへの意識啓発が必要であると考えられる。

E. 健康危険情報

特になし

庭福祉学会第10回全国大会, 2009 (予定)

F. 研究発表

①論文発表

柏女霊峰、尾木まり他「子ども家庭福祉行政機関の機構改革と運営に関する研究(2)ー保育・子育て支援、児童健全育成分野を中心にー」『日本子ども家庭総合研究所紀要 第44集(平成19年度)』, P.37~64, 2008

尾木まり「多様な保育サービスにおける保護者支援と保育指導」『保育指導技術の体系化に関する研究(主任研究者 柏女霊峰) 平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』, p.97, 2009

②学会発表

尾木まり、網野武博他「一時預かり事業のあり方に関する研究Ⅰー在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業の運営実態ー」日本子ども家庭福祉学会第9回全国大会, 2008

橋本真紀、高山静子他「一時預かり事業従事者の研修体系に関する研究Ⅰー類似事業の保育従事者用「テキスト」の分析からー」日本子ども家庭福祉学会第9回全国大会, 2008

尾木まり、柏女霊峰他「子ども家庭福祉行政機関の機構改革と運営に関する研究ー保育・子育て支援、児童健全育成分野を中心にー」日本社会福祉学会第56回全国大会, 2008

中谷奈津子、高辻千恵他「一時預かりに対する利用者意識と子どもの変化」日本保育学会第62回大会, 2009 (予定)

高辻千恵、中谷奈津子他「一時預かり事業のあり方に関する研究Ⅱー利用者調査から見た利用促進要因と効果」日本子ども家庭福祉学会第10回全国大会, 2009 (予定)

中谷奈津子、高辻千恵他「一時預かり事業のあり方に関する研究Ⅲー利用者調査から見た子どもを預ける抵抗感と効果との関連ー」日本子ども家

G. 知的財産権の願・登録状況

特になし

一時預かり事業（地域密着型）の手引き

一時預かり事業を実施する地方自治体及び事業の運営主体が事業を実施する際に参照できる手引きとして、本研究における研究成果をまとめた。なお、本手引きにおける一時預かり事業は地域密着型及び地域密着Ⅱ型を対象としている。さらに本手引きでは以下のように用語を定義して使用する。

一時預かり事業	事業名
一時的な保育	一時預かり事業で子どもが受ける保育サービス
一時預かり事業従事者	一時預かり事業に従事するすべての職種、勤務形態の従事者
保育従事者	一時的な保育を担当する保育者を指し、保育士及びその他の保育者を総称する
運営主体	一時預かり事業を運営する団体、組織及び代表者

本手引きの作成にあたっては、放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する研究会（座長・柏女 霊峰）による「放課後児童クラブガイドライン」（財団法人子ども未来財団 2007）を参照した。本手引きのほか保育所保育指針（第2章2 発達過程、第6章1 保育所における保護者に対する支援の基本）に準ずる対応が必要とされる。

全体構成

1. 総則的事項 * 1
 - (1) 事業の目的
 - (2) 事業の機能・役割
 - (3) 事業に期待される効果
 - (4) 一時預かり事業の特性
2. 事業の枠組み * 1
 - (1) 対象児童
 - (2) 利用要件・条件
 - (3) 開設日、開設時間についての考え方
 - (4) 料金設定について
 - (5) 利用の開始に関する留意事項 * 2
3. 適切な整備と運営に向けて * 1
 - (1) 一時預かり事業の運営
 - (2) 運営主体について
 - (3) 安定的運営のために市町村に期待される役割
4. 施設・設備・備品 * 2
 - (1) 施設・設備
 - (2) 備品等
5. 職員体制 * 1
 - (1) 職員体制
 - (2) 一時預かり事業従事者の役割
6. 一時預かり事業従事者の職業倫理 * 1
7. 一時預かり事業従事者の研修 * 3
 - (1) 研修の体制
 - (2) 研修内容
 - (3) 継続的な研修の保障と自己研鑽の支援
8. 一時預かり事業の実施 * 2
 - (1) 利用の手続き
- (2) 一時的な保育体制の準備
- (3) 一時的な保育の実施
 - 1) 一時的な保育を行う上での配慮事項
 - 2) 計画の作成
 - 3) 環境の構成
 - 4) 一時的な保育の内容
 - 5) 分離不安等への対応
 - 6) 記録
 - 7) 保護者への対応
 - 8) 保育従事者の連携
- (4) 一時預かり事業の評価
9. 保護者への利用促進・支援 * 1
10. 子ども虐待対応、他機関・地域との連携 * 1
 - (1) 子ども虐待への対応
 - (2) 他機関・地域との連携
11. 安全・衛生管理・緊急対応など * 1
 - (1) 事故・ケガの防止と対応
 - (2) 衛生管理
 - (3) 防災・防犯対策
12. 運営管理 * 1
 - (1) 権利擁護、法令遵守
 - (2) 適正な会計管理・情報公開
 - (3) 要望・苦情への対応
 - (4) 職員集団のあり方と責任者の役割
 - (5) 事業内容向上への取り組み
 - (6) 労働環境整備

別紙 一時預かり事業の研修体系

* 1（第2章）、* 2（第3章）、* 3（第4章）に詳細を示す。

1. 総則的事項

(1) 事業の目的

○一時預かり事業は、「家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業」（児童福祉法第6条の2第7項）と規定されている。

○一時預かり事業は、その事業の普及により、①社会が家族とともに子どもの健全な育成を図り、もって児童の福祉の向上を図ること、及び、②子育て中の保護者の子育てを支援し、安心して子育てができる社会を形成することを目的とする。

(2) 事業の機能・役割

○一時預かり事業に求められる機能・役割は以下の通りである。

- 1) 一時預かり事業の量的整備を行い、希望するすべての人が希望する場所で必要な時間だけ利用できるようにする。
- 2) 子どもを預ける先のない保護者への物理的支援を提供する。
- 3) 子育ての負担感が大きいと言われる保護者の育児ストレスの軽減等を図る。
- 4) 一時的な保育を受ける子ども1人ひとりの発達や生活の状況、子どもの意向を十分に踏まえて対応し、安全に安心して過ごせるようにするなど、子どもの最善の利益の保障を考慮する。
- 5) さまざまな大人や子どもとの関わりの中で、子どもが育つ機会を提供する。
- 6) いざというときに子どもの一時的な保育が利用でき、子育てに関して相談できる人がいることにより、安心して子育てできる環境を提供する。
- 7) 子どもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人がこれに関わり、社会全体

で子育てを支えるという機運を醸成する。

(3) 事業に期待される効果

○一時預かり事業に期待される効果としては大きく4点あげられる。

- ①子どもの健やかな成長・発達への効果、②保護者支援の効果、③親子関係調整の効果、④地域の子育て支援ネットワークへのつなぎの効果である。

○一時預かり事業従事者はこれらの効果を理解し、一時預かり事業を通じて適切な効果が導き出されるように取り組むことが求められる。

(4) 一時預かり事業の特性

○一時預かり事業を実施する上では、以下の特性に配慮することが求められる。

- ①日ごと・時間ごとに、利用する子ども数や年齢構成が異なる。
- ②0歳を含む就学前の異年齢の子どもがともに過ごす。
- ③利用する子どもは平日は3歳未満児が多いが、夏休み等の長期休暇には幼稚園児などが多くなる場合もある。
- ④単発的な短時間利用の子どもが多い。
- ⑤複数回利用や定期的利用の子どもの中に初めて一時的な保育を受ける子どもがいる
- ⑥本事業の利用になれておらず、不安や抵抗感、時には罪悪感を持ちながら、利用する保護者もいる。
- ⑦保育従事者と子ども、保育従事者と保護者との間に継続的な関係がないことが多く、情報が少ない中で一時的な保育を行わなければならない。
- ⑧継続的な保育であれば、継続的な関わりの中で関係性を構築したり、失敗を修正することが可能であるが、一時的な保育ではその日1日の影響が大きい。

2. 事業の枠組み

(1) 対象児童

- 対象児童は、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児及び幼児」と規定されている（児童福祉法第6条の2第7項）。

(2) 利用要件・条件

- 家庭での保育が一時的に困難であることが利用の要件である。それがいかなる理由であっても、一時預かり事業の利用を妨げないことが望ましい。
- ただし、定員や子どもの状況（病児、感染症など）により子どもの受け入れができない場合がある。
- 利用の公平性を担保するために、利用制限（ひと月あたりの利用回数、利用時間、居住地など）を設けることも可能であるが、利用者の事情や緊急性に柔軟に対応することが望ましい。

(3) 開設日、開設時間についての考え方

- 開設日、開設時間については、地域の実情や設置場所における利用者ニーズを考慮して設定することが求められる。
- 開設時間については、短時間から長時間にわたる多様な時間帯での利用への希望に配慮し、多様な利用が可能となることが望ましい。

(4) 料金設定についての考え方

- 利用料金については、一時預かり事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定める。
- 地域における類似事業の利用料金を勘案し、定めることが必要である。

(5) 利用の開始に関わる留意事項

- 様々な機会や場、方法を用いて、事業実施に

係わる情報をもれなく子育て家庭へ向けて提供されるようにする必要がある。

- 地域の子育て支援拠点、保健センター、医療機関や児童福祉施設、行政窓口、福祉事務所等、各関係機関に実施の周知を図り、地域のネットワークを活用して子育て家庭への情報提供の協力や運営上の協力体制を構築していくことが必要である。
- 利用促進を図るために、健診などを利用した説明会の実施や見学・体験保育の機会の提供、割引券の配布等の工夫が求められる。

3. 適切な整備と運営に向けて

(1) 一時預かり事業の運営

- 一時預かり事業は保護者の求める供給体制（利用の確実性、利便性、なじみのある場所や人のいるところでの実施）並びに保育の質に応えられるように整備されることが求められる。
- 一時預かり事業は、利用者のニーズを考慮した質の高い一時的な保育が安定的に供給されるように、運営されなければならない。

(2) 運営主体について

- 利用者の多様なニーズに対応するためには、様々な運営主体の多様な運営形態により、それぞれのノウハウや独自性を発揮することによって、質の高い一時的な保育が提供されることが求められる。
- 利用者が利用しやすいと感じる形態は個人により異なり、また、保護者の利用理由によっても利用を希望する立地条件や形態は異なる。そのため、多種多様な一時預かり事業が展開されることが望ましい。
- 地域における子育て支援の一環としての本事業の位置づけを考えると、地域における他の組織や団体とつながりを持ち、地域の実情を熟知する団体により運営されることが望ましい。

(3) 安定的運営のために市町村に期待される役割

- 市町村は一時預かり事業の意義を理解し、自らがこの事業の普及に努め、希望するすべての子育て家庭が利用できるように整備することが求められる。
- 市町村は一時預かり事業（地域密着型）の開始前に都道府県に事業開始の届出をしなければならない。一方、市町村は一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）については、毎年度、事業を実施するにあたっては、実施施設について都道府県知事に十分に協議を行う。また、一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）は認可外保育施設としての届出が必要である。
- 一時預かり事業（地域密着型）は第2種社会福祉事業として位置づけられるため、適切な対応を図らなければならない。
- 運営主体が保育の質を確保しつつ、利用者のニーズに常に応えることの出来る供給体制をもって継続的に安定的な運営を行うことができるように、市町村が財政的支援をはじめとする多様な支援を行うことが必要である。
- 一時預かり事業の質的・量的拡大のためには、多様な運営主体の参入を可能とすると同時に、質の担保を図る仕組みを講じる必要がある。
- 市町村は実施要綱等の改正の通達があった場合は、速やかに運営主体に情報提供する。

4. 施設・設備・備品

(1) 施設・設備

- 一時預かり事業を実施する施設は、地域の実情に応じて、利便性が高く、利用者によりやすい場所に設置することが望ましい。
- 一時預かり事業に使用する保育室は、子どもが保健的で安全の確保された環境で過ごせるように子どもの人数に応じた十分な広さ（最低基準として乳児室 1.65 m²、

ほふく室 3.3 m²）があり、一時的な保育を受ける乳幼児が安心して過ごすために必要な設備が備わった専用の保育室でなければならない。

- 一時預かり事業に使用する保育室は、0歳児を含む異年齢の子どもがともに遊び、過ごすことを考慮した空間の構成をする必要があると同時に、1人ひとりの生活リズムを尊重して過ごすことが可能な空間であることが求められる。
- 食事やおやつを提供する場合は、衛生的な調理設備並びに食事を取るための空間が必要となる。

(2) 備品等

- 1人ひとりの年齢や発達の状態に応じて、子どもが興味や関心を持ち、主体的に関わることのできる玩具や遊具、保育室の環境の構成、設備が必要となる。
- 特に、子どもの分離不安（保護者から離れることに対する不安）に備えて、子どもが気分を変えることができる玩具や遊具、小動物等の飼育や屋外環境などがあることが望ましい。
- 子どもが過ごすために必要な、食事やおやつ、休息、排泄・おむつ交換などの際に使用するさまざまな保育用品及び事務用品などを備える必要がある。

5. 職員体制

(1) 職員体制

- 一時預かり事業には、保育士2名以上を配置することが必要である。また、一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）で、経験豊富な保育士1名の他に市町村が実施する研修を受講・修了した者を配置する場合には、継続的な研修による質の担保に留意する。
- 一時預かり事業では、保育所における保育士配置基準に準じ、対象とする乳幼児の年齢及

び人数に応じて保育士を配置することと規定されている。ただし、一時預かり事業の特殊性に鑑み、保育所における配置基準を上回る配置とすることが望ましい。特に、異年齢保育の場合は低い年齢に合わせた配置基準とすることを考慮する。

また、保育対象となる児童の一人ひとりの状況に応じて、保育士の加配や受け入れ人数の制限を行うことが望ましい。

- 利用者の安心感に配慮し、常に全体を把握し、中心的な存在となる常勤の保育士を置き、さまざまな勤務形態による保育従事者を組み合わせることにより、効率的運営が行われることが望ましい。
- 一時預かり事業に従事する者は資格や経験の有無、さらには職種にかかわらず、一時預かり事業に特化した研修を受講する必要がある。
- 保育対象となる子どもの状況についての引き継ぎが十分に行え、また、子育て支援のために保護者と話すことのできる勤務体制を考慮することが望ましい。
- 一時預かり事業では保育機能に加えて、コーディネート機能が重要である。必ずしも保育士がこれを担う必要はないが、コーディネート機能を担える一時預かり事業従事者の配置が必要である。
- 一時預かり事業を行う上で必要となるその他の業務については、併設事業などとの人材の共有などを通じて、効率的運営が行われることが望ましい。

(2) 一時預かり事業従事者の役割

- 一時預かり事業に必要な機能は、「保育機能」と「コーディネート機能」の2つに整理され、いずれも欠くことのできない機能である。
- 「保育機能」とは、一時預かり事業特有の状況に対応しうる保育環境を整備した上で、一時的に保育を受ける一人ひとりの子どもの

状況に応じた一時的な保育を行うことである。また、利用する保護者の不安を受け止め、一時的な保育の間の子どもの様子の報告や育児相談への助言などが求められる。

- 「コーディネート機能」は保護者や子どものニーズを把握した上で利用調整し、適切に一時的な保育が提供されるための管理責任を担うものである。さらには、必要に応じて、保護者間の交流を促進したり、関係機関を紹介するなど、保護者と地域子育て支援ネットワークとのつなぎを行うものである。

6. 一時預かり事業従事者の職業倫理

- 一時預かり事業従事者の言動が子どもや保護者に大きな影響を与えることに留意し、事業を進めるにあたっては、職業倫理の策定、遵守を徹底し、すべての一時預かり事業従事者が自らを律し、事業内容の向上に努めなければならない。
- 一時預かり事業従事者としての責務、研修や自己研鑽により、人間性と専門性の向上に努める。特に以下に留意する。
 - ①子ども及び保護者の人権の尊重。
 - ②個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること。
 - ③業務上知り得た秘密を漏らさないこと（守秘義務）。
 - ④体罰など、子どもに身体的精神的苦痛を与えないこと。

7. 一時預かり事業従事者の研修

(1) 研修の体制

- 一時預かり事業従事者（保育士、研修受講による保育従事者、その他の従事者）は、有する資格や保育所保育経験、職務内容にかかわらず、一時預かり事業に特化した研修を受講し、事業の目的や基本姿勢を理解した上で、保護者や子どもに対応しなければならない。
- 研修は講義、演習、実習を組み合わせ実践

に結びつく効果的な方法で行うことが望ましい。

- 一時預かり事業の質の向上を担保するためには、研修参加やその他の手段の確保を保障する条件整備が必要である。

(2) 研修内容

- 基礎研修とスキルアップ研修の2段階の研修を設ける。

基礎研修の内容は、「子どもを預かるために必要な最低限度の倫理、価値、知識、技術」に該当するもの、及び一時預かり事業者として最低限度学ぶべき内容である。スキルアップ研修は、一時預かり事業者としての経験を積みながら、さらに習得することが好ましい内容である。具体的な研修科目は別表に示す通りである。

- 研修内容は、「研修後に獲得する知識・技術・態度」を提示している。市町村、運営主体をはじめ研修に携わる者はこの内容を踏まえ、その目標に添った研修を行うように努めなければならない。

(3) 継続的な研修の保障と自己研鑽の支援

- 運営主体は一時預かり事業従事者の資質向上のために、研修機会を確保するとともに、従事者の自己研鑽を支援するよう努めなければならない。
- 一時預かり事業従事者は、自らの人間性と専門性の向上のために、常に自己研鑽に努めなければならない。
- 資質向上の機会としては、職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己研鑽支援（SDS）の3つがあり、それらがバランスよく用意されるよう市町村及び運営主体は努めることが求められる。

8. 一時預かり事業の実施

(1) 利用の手続き

- 保護者が安心して利用できるよう、事前にご利用に関する説明や見学を行うことが望ましい。

- 安全な保育を行うために事前に登録を行い、子どもの状況を把握するとともに、具体的な利用方法を保護者に理解してもらうことが望ましい。

- 保護者及び子どもに関する情報収集は必要最小限に留め、利用者の負担に配慮し、同じことを繰り返し書かせないような工夫が求められる。

- 利用に不安のある保護者には丁寧に対応し、保育内容や、送迎時の子どもへの配慮等について具体的に説明し、不明な点については明確に答えられるようにする。

- 利用の手続きは、保護者の緊急度や必要性に応じて、可能な限り柔軟な受け入れを考慮することが求められる。

(2) 一時的な保育体制の準備

- 子どもの保育にあたっては、一時預かり事業の特性を踏まえ、1人ひとりの子どものニーズに十分に対応できる保育体制を準備しなければならない。

- 一時的な保育を利用する子どもが安全に安心して過ごせるように、必要な保育体制を整えなければならない。

(3) 一時的な保育の実施

1) 一時的な保育を行う上での配慮事項

- 子どもの一時的な保育は、児童福祉の精神に則り、子どもの人権を尊重して行われなければならない。

- 一時預かり事業の目的、機能・役割について理解を深め、一時的な保育の実施が子どもの育ち、保護者の子育て支援及び親子関係調整等に寄与するよう、努めなければならない。

2) 計画の作成

○一時預かり事業の目的や理念が実現できるように子どもの状況に応じて適宜計画されなければならない。

○1年間の計画を作成するとともに、季節や天候の状況にも配慮したおおまかな1日の過ごし方（デイリープログラム）を作成して柔軟に子どもに対応することが求められる。場合によっては、個別的な計画が必要となる。

3) 環境の構成

○一時的な保育を実施する部屋や場所等の安全を確保し、衛生的に保ち、子どもが快適に過ごせることが何よりも重要である。

○一時的な保育に慣れない子どもや保護者に配慮し、子どもが安心して過ごせる環境を構成する必要がある。

○保育室の環境については、定期的又は必要に応じて見なおすことが必要である。

4) 一時的な保育の内容

○一時的な保育がその子どもの生活の一環として連続していることに留意し、子どもの家庭での生活リズムを尊重しなければならない。

○子ども1人ひとりの状態に対応した保育を行い、子どもが安心して過ごせるように配慮する必要がある。

○1人ひとりの子どもの興味や関心に応じて子どもが主体的に遊びを選べるように配慮する。また、異年齢の子どもが遊べるような環境の設定や援助が必要となる場合もある。

○子どもの年齢、人数等に配慮した体制、配慮が必要となる。また、子どもの状況等によって柔軟に対応することが求められる。

5) 分離不安等への対応

(子どもの心身の負担への配慮)

○保護者以外の保育に慣れていない子どもや、初めて利用する子ども、保護者と離れること

を嫌がる子どもの受け入れに際しては、あたたかく迎える体制と個別への配慮が求められる。

○子どもの分離不安及び、保護者の分離不安への対応については、1つの方法で解決しようとせず、1人ひとりに応じた適切な対応が求められる。

○保護者の不安が子どもに伝わることもあるため、まず保護者の不安を把握し、不安の解消を図ることが必要である。

6) 記録

○記録は、保育中の子どもの様子を保護者に報告するためにとるが、記録に時間をかけすぎることなく、要領よくポイントを具体的に記録することが求められる。

○記録は保育の振り返りのために活用し、また、1人ひとりの子どもをよく把握するための情報として保管し、次の一時的な保育に活用することが望ましい。

7) 保護者への対応

○保護者が一時預かり事業を利用する時間を有効に活用できるように、利用を希望する保護者をあたたかく受け入れることが大切である。

○子どもが安全に安心して過ごすために、保護者との連携は欠かせない。子どもが日頃どのように1日を過ごしているか、子どもの好みや配慮事項、利用当日の子どもの健康、情緒など、保育を行う上での重要な情報となる。そのような情報を登録用紙等に記入するとともに、利用当日に、子どもの状況を聞いた

り書面で確認したりすることが必要である。

○一時的な保育の間に、子どもがどのように過ごしたか、子どもの様子を具体的に伝えることにより、保護者が子どもの成長を確認したり、保護者の気づかない子どもの一面に気づく機会となる。

また、保育従事者が子どもにどのように関わり、子どもがどのように反応したかを伝えることで、子どもへの関わり方などを保護者が気づき、子育てのヒントとなる。

- 保護者から悩みや不安などについて相談がある場合は、助言や支援を行うとともに、必要に応じて適切な機関等につなぐ必要がある。
- 保育従事者が子どもの発達上の問題や、保護者の子どもへの関わり方について問題に気づく可能性もあるが、緊急を要する場合を除いて、気づいたことは記録に残すに留め、当面は親子を見守る姿勢を取ることが好ましい。
- 行事などを活用して、保護者同士が交流する機会をつくり、保護者同士のネットワークをつくり、保護者が生き生きと子育てをするきっかけをつくるのが望ましい。

8) 保育従事者の連携

- 保育従事者は、引き継ぎ、会議の開催、内部研修などを通じて、相互に密なる連携を図り、情報を共有する必要がある。

(4) 一時預かり事業の評価

- 利用後のアンケート等の方法を用いて、保護者のニーズや評価の把握に努め、次の保育に生かしていくような体制を整えることが必要である。
- 日々の保育について記録などをもとに自己評価をし、個人の気づきを職員間で共有することにより、保育の質の向上につなげることが必要である。
- 職員間で共有された課題については内部研修で取り上げ、保育の検討及び見直しをして実際の保育に反映させていくことが大切である。

9. 保護者への支援・連携

- 保護者は一時預かり事業の利用を契機として、地域に頼れる場所を作り、子育てについての相談を気軽にする場を得る。また、他の親子と知り合い、保護者同士の交流が図られるなど、保護者の親としての成長を図る場とすることが望ましい。一時預かり事業を単なるサービス提供事業として位置づけるのではなく、地域子育て支援サービスの一環として広げていく必要がある。
- 利用を希望していても、抵抗感や罪悪感から利用に結びつかない保護者も多くいることを考慮し、情報提供や問い合わせへの対応は受容的な態度で行う。
- 一方で、保護者に不適切な養育が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法 25 条の 2 第 1 項）で検討するなど適切な対応をとる。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図る。

10. 子ども虐待への対応・他機関・地域との連携

(1) 子ども虐待への対応

- 一時預かり事業従事者は子どもの状態や保護者の態度の観察や情報の収集を通じて、子ども虐待の早期発見に努めなければならない。
- 子ども虐待に気づいたり、疑ったときの対応をあらかじめ決めて文書化しておき、速やかに運営主体及び市町村、関係機関等に連絡を取ることが必要である。

(2) 他機関・地域との連携

- 一時預かり事業の実施にあたり、医療機関、各種相談窓口、保育施設等の関係機関や地域住民との連携を図り、情報の交換や協力体制を築くことが必要となる。その際、一時預かり事業の意義についても理解を得られるよう情報提供をすることが望ましい。
- 他機関や地域との連携については、以下のよ

うな項目があげられる。

①一時預かり事業に関する住民や関係機関への情報提供、事業の普及啓発における協力・連携

②緊急時の対応への協力体制

③行事、地域交流等、一時預かり事業における活動を豊かにするための協力体制

④一時預かり事業を通じて保護者から受けた相談を適切な相談窓口や専門機関につなぐための協力・連携、または関係機関から一時預かり事業の利用につなげた方がよい利用者の紹介等。

○保育所を始めとし、地域における他の保育サービス提供者との情報交換や交流による相互理解を通じて、利用者への地域資源に関する情報提供ができるように努める。

11. 安全・衛生管理・緊急対応など

(1) 事故・ケガの防止と対応

○保育中の事故やケガを防止するために、保育環境の整備と安全点検とその記録及び、必要な補修等を行うことが必要である。

○保育する子どもの人数や年齢構成が常に異なる一時預かり事業の特性を踏まえ、保育環境の整備（空間・人的配置）については、柔軟且つ適切に対応することが必要である。

○子どもの情報については、初回や前回の利用から日数が立っている場合は、その子どもの発達状況や日常生活の過ごし方及び健康状態など、保育を行う前に保護者に確認しておく必要がある。

○事故やケガの防止に向けた対策と発生時における対応マニュアルなどを作成し、研修を行うなどによって、一時預かり事業従事者へ周知徹底させることが必要である。

○事故やケガの発生時には、マニュアルに従って速やかに対応し適切な処置を行い、保護者、運営主体へ連絡を行うことが必要である。

○運営主体は、事故事例やヒヤリハットなど事

故につながりそうな情報の収集を行い、一時預かり事業従事者間で共有すると共に、防止に向けた対策を策定することが求められる。

○運営主体は傷害保険等への加入が必ず必要である。

(2) 衛生管理・健康管理

○感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、保育室や保育用品、おやつ等の衛生管理を徹底することが必要である。

○感染症等の発生に際しては、その対応方法について、予め運営主体としての対応マニュアルを作成し、その周知を徹底しておくことが必要である。

(3) 防災・防犯対策

○災害や犯罪の発生時に適切な対応が速やかにできるように、防災・防犯に関する計画や対応マニュアルを策定し、保育施設や設備、地域環境の安全点検を行うと共に、一時預かり事業従事者間、並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。

○一時預かり事業においては、保育を受ける子どもや保護者が保育施設に慣れていないことを十分に考慮し、避難経路のわかりやすい表示や、定期的に一時預かり事業従事者主導の避難訓練等の実施、非常警報装置や消火設備等の設置など、消防法の規定に沿った対応策を運営主体が策定し、実施する必要がある。

○緊急時には保護者に確実に連絡が取れるように、緊急連絡先の確認をしておくと共に、避難場所などいざというときの対応をあらかじめ伝えておくことが必要である。

○保護者に対して、防災・防犯に対する理解を深めてもらうよう、必要な事項について明文化し、事前に説明することが求められる。

12. 運営管理

(1) 権利擁護、法令遵守

- 子どもや保護者の人権・権利への配慮、守秘義務の遵守、個人情報保護等について、職員の意識啓発を図り、遵守状況の確認、改善を図るための組織的な取り組みが必要となる。

(2) 適正な会計管理・情報公開

- 一時預かり事業の安定的な運営においては、利用者から応分の利用料を適切に徴収することが必要である。
- 利用料金の徴収、管理、及び執行にあたっては、定期的な決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要となる。なお、会計や運営の状況については、利用者や地域に対して必要に応じて情報公開することが求められる。

(3) 要望・苦情への対応

- 要望や苦情への対応の体制や手順を整備し、迅速な対応を図る必要がある。また、要望や苦情を受け付ける窓口や方法を利用者にわかりやすく周知する必要がある。

(4) 職員集団のあり方と責任者の役割

- 情報交換・共通理解を図りながら協働して事業の質の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。運営管理の責任者を決め、その役割と責任を明らかにすることが必要である。

(5) 事業内容向上への取り組み

- 会議の開催・記録の作成・研修の実施・マニュアルの作成などを通じて、職員が情報を共有できるようにすることが必要である。
- 事業に対しての定期的な自己評価を実施し、自ら事業内容の向上に向けた取り組みを進めることが求められる。

(6) 労働環境整備

- 事業の運営主体は、職員の意向や労働実態の把握を行い、職員が健康的・意欲的に就業できるよう、労働環境の整備に努める必要がある。